

公立学校職員の人事評価開示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校に勤務する職員（事務長及び事務職員を除く。以下同じ。）及び市（千葉市を除く。以下同じ。）町村立学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）（以下「職員」という。）を対象として行う人事評価の開示について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「管理職員」とは、校長、副校長及び教頭をいう。

(目的)

第3条 人事評価の開示は、評価者が職員一人一人の職務の遂行状況や達成状況を公平かつ客観的に評価し、評価結果に対する信頼性を高め、職員の能力開発や人材育成に資することを目的とする。

(人事評価の開示方法)

- 第4条 管理職員を除く職員が人事評価の開示を希望するときは、所属校の校長は目標申告シート（写し）、職務能力発揮シート（写し）及び総合評価を当該職員に開示する。
- 2 県立学校の管理職員が人事評価の開示を希望するときは、千葉県教育庁教育振興部教職員課（以下「教職員課」という。）に申出をし、教職員課は目標申告シート、職務能力発揮シート及び総合評価を当該管理職員に開示する。
 - 3 市町村立学校の管理職員が人事評価の開示を希望するときは、市町村教育委員会の教職員人事主管課に申出をし、教職員人事主管課は目標申告シート、職務能力発揮シート及び総合評価を当該管理職員に開示する。
 - 4 管理職員を除く職員の業績総合評価又は能力総合評価がC又はDである場合は、所属校の校長は目標申告シート（写し）、職務能力発揮シート（写し）及び総合評価を当該職員に開示する。
 - 5 所属校の校長は、人事評価を開示する際に、評価した内容について説明し、能力の開発に向けた指導・助言を行い、理解に努めるようにする。
 - 6 所属校の校長は、人事評価の開示に当たり、必要と認めるときは、副校長、教頭、船長、事務長を同席させることができる。

(人事評価の開示期間)

- 第5条 管理職員の人事評価の開示期間は、定期評価の属する年度（以下「当該年度」という。）の3月25日から3月31日とする。
- 2 管理職員を除く職員の人事評価の開示期間は、当該年度の3月8日から3月17日とする。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 職員は評価結果の開示を希望したことにより、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、人事評価の開示について必要な事項は、千葉県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日から改正する。
- 3 この要領は、平成28年4月1日から改正する。